

法人コード	A007574
法人名	公益財団法人国際人材育成機構

IM 発第 2021-29 号
令和 4 年 1 月 31 日

内閣総理大臣
岸田文雄 殿

公益財団法人国際人材育成機構
代表理事・会長 金森 仁

勧告に係る措置状況報告書
(情報開示版)

令和 3 年 10 月 25 日府益担第 1133 号をもって勧告を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、報告します。

※当該報告書の原本には、個人名や個別の企業名等が記載されているため、情報の開示にあたりプライバシー保護の観点から公益財団法人国際人材育成機構において該当箇所をアルファベット表記に変更している他、一部記載内容を省略しています。

担当者	
氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

(別紙)

法人コード	A007574
法人名	公益財団法人国際人材育成機構

勧告に係る措置状況

(勧告事項)

- (1) 今般の不祥事に関し、下記(ア)ないし(オ)について、徹底した原因究明・責任追及を行うとともに、再発防止策を改めて策定すること。
 - (ア) 特別な利益の供与に関し、これを実行し、又は看過してきた理事及び監事の責任追及の徹底(特に各理事及び各監事について、善管注意義務違反、忠実義務違反及び任務懈怠責任の有無について明らかにすること)
 - (イ) 既退職者への退職金返還要請
 - (ウ) 現任役員の適格性(特に特定事業者の株式保有者についての厳格な検討)
 - (エ) 役員報酬及び役員退職金の支給水準の引き下げ
 - (オ) 共済組合を介した特定事業者及び当該組合への特別な利益の供与に関する再検証及び損害の回復並びに関与した役員の法的責任の有無
- (2) 役員体制の再構築を含め、評議員会における十分な検討と所要の措置(特に上記(1)(ウ))を厳格に検討すること。
- (3) 共済組合を介した特定事業者及び当該組合への特別な利益の供与に関して、再検証すると共に、関与した役員の法的責任を明らかにすること。
- (4) 上記(1)ないし(3)まで講じた措置の公表。

(勧告事項に係る措置状況)

第1 勧告への対応及び措置の経緯

- 1 今般の再勧告では、前回の勧告(府益第739号)に対する措置が不十分であり、特に処分検討委員会で処分内容及び処分案の検討を行ったことについて、処分対象者(会長・専務理事等)の影響を遮断していないとの指摘を受けました。

そのため、処分対象者の影響を可能な限り遮断し、処分権限を有する評議員会が自由な判断を下す手続きをとりました。

- 2 具体的には、令和3年11月12日に開催された理事会において、今回の処分に関しては、理事会は検討手続も含め一切を評議員会に委ねる旨の決定をし、同4年1月7日の理事会でも評議員会の活動状況の報告を行うのみに留め、同年1月25日の理事会においては、同月20日に開催された評議員会での結論に基づいて本書面（勧告に係る措置状況）の承認手続のみを行いました。
- 3 一方、評議員会においては、当改善措置への対応をすべく第1回目の臨時評議員会を同3年11月26日に開催し、この中で調査及び処分案を検討する評議員5名のみで構成される小委員会を設立することを決定しました。

また同時に、①同小委員会のメンバーはA評議員（元・社会福祉法人理事長）、B評議員（弁護士）、C評議員（公認会計士・税理士）、D評議員（元労働局長）、及びE評議員（社会保険労務士）とすること、②小委員会は複数回開催し、調査及び協議を行い、その都度、その内容を各評議員に報告して共有すると共に、最終的に評議員会で改善措置の内容を協議して決定すること及び③同小委員会には全ての評議員はオブザーバーとして参加できることを決定しました。
- 4 同決定に基づき、同小委員会は下記のとおり開催されました（小委員会の5名の委員はいずれも全員出席）。

第1回 令和3年12月16日（木）10：00～13：00
オブザーバー：F評議員、G監事
処分検討委員会L委員長、M弁護士、東京支局職員、渡貫理事長からヒアリング実施

第2回 令和3年12月20日（月）16：00～19：30
オブザーバー：N評議員、P評議員、Q評議員、F評議員、
R評議員
金森会長、坪田理事、渡邊理事、岡野理事からヒアリング実施

第3回 令和4年1月11日（火）10：00～13：20
オブザーバー：F評議員、R評議員
J共済との折衝状況について、渡邊理事、岡野理事、坪田理事からの報告を聴取
- 5 同小委員会は、上記4のヒアリングを行うと共に、外部の専門家であるS弁護士から意見書の提出を受け、更にJ共済に対する当法人の労務提供の実態を調査し、常時評議員間でメールを通じて意見交換を行い、協議を重ねました。その結果は「再勧告への対応についての評議員会の意見（小委員会案）」として、令和4年1月20日の評議員会に提出されました。

6 上記小委員会の調査と並行して当法人から、J 共済への立入り調査を行い、その経理関係の資料を精査すると共に、J 共済〇代表理事に対し、同共済から I 株式会社に対する代理店手数料支払いの根拠と合理性についての報告書の提出を求め、令和 4 年 1 月 12 日同人からこれを受理しました。

7 以上の事前準備を踏まえて、同年 1 月 20 日の評議員会において、改めて意見交換がなされ、第 2 の 1（役員等の処分について）、2（現任役員の適格性）及び 5（共済組合を介した特定事業者及び当該組合への特別の利益供与の再検討、当法人が蒙った損害の回復方法）について、同日、最終的な決議がなされました。

なお、M 弁護士のアヒアリングにおける意見は、別途同弁護士意見書として当法人宛に提出されています。

また、退職する理事長及び理事の欠員補充に当っては、公募を行うよう決議がなされました。

第 2 措置の内容

1 役員等の処分について

(1) 渡貫代表理事・理事長

退職勧告

（月次報酬を 20%・3 か月間減額するとの前回の処分は維持する）

坪田理事

退職勧告

（専務理事から理事への降格、月次報酬を 30%・3 か月間減額するとの前回の処分は維持する）

金森代表理事・会長

今回新たな処分は行わない

（月次報酬を 30%・3 か月間減額するとの前回の処分は維持する）

渡邊理事

今回新たな処分は行わない

（月次報酬を 10%・1 か月間減額するとの前回の処分は維持する）

(2) それぞれの処分理由は以下のとおりです。

(ア) 渡貫代表理事・理事長

在任期間が長く、常務理事の要職にあったことから、前会長の専制下においてそれを糺す行為がなされたことがあったとしても、I 株式会社との取引の継続や J 共済を通じた利益供与に関し、理事として積極的に必要な措置を講じなかった点において善管注意義務違反ないし忠実義務違反があったと認められる。

現在、重い減給処分を受け、その反省の上に法人再建に取り組んでいるが、善管注意義務違反の内容に鑑み、人心を一新するためにも、前回の処分に加え退職勧告が相当である。

(イ) 坪田理事

平成 26 年から理事を務め、特に同 27 年からは専務理事の要職にあり、各種決裁に関与していたことから、理事として I 株式会社に対する利益供与や J 共済を通じた同社への利益供与の全体像を把握して必要な措置を講ずることが可能であったのにそれを怠ったと認められるので、善管注意義務違反ないし忠実義務違反が成立する。

同違反の内容に鑑み、前回の処分に加え、退職を勧告するのが相当である。

(ウ) 金森代表理事・会長

特定の法人に対する利益供与の期間を通じて、顧問弁護士・評議員であったが、当法人の業務には携っておらず、利益供与にかかる取引に関して一切知らなかったことから、善管注意義務違反ないし忠実義務違反は成立しない。

前回の減額処分は維持するが、今回新たな処分は行わず、今後当法人の再建と事業の維持を行い、公益増進のためのリーダーシップを発揮することを求める。

(エ) 渡邊理事

平成 29 年に理事に昇格していたものの、前会長の意向に逆らい、理事を退任させられたり、復帰後もパソコンの導入において I 株式会社抜きの指名入札を行って前会長の不興を買い、同入札が紛糾するなど、理事として可能な反対を行っていたことから、I 株式会社との取引や同社に対する J 共済を通じた利益供与について、善管注意義務違反ないし忠実義務違反はあるものの、比較的軽微と評価しうるため、前回の減給処分は維持するものの、今回新たな処分は行わない。

(オ) T 監事、U 監事及び G 監事

各監事には善管注意義務違反が成立するものの、いずれも無報酬・非常勤であったうえ、T、U 両監事は既に退任しており、G 監事も不祥事と重なる在任期間が極めて短いことから、今回の処分の対象とはしない。

(カ) 上記 (ア) 及び (イ) に従い、令和 4 年 1 月 21 日付で渡貫代表理事及び坪田理事から辞任届の提出を受け、当日法人としてこれらを受理した（渡貫理事からは、代表理事及び理事の辞任届を受理している）。

2 現任役員の適格性

渡貫理事長及び坪田理事は、1 月 20 日の評議員会決議時には在職していたものの、

同月 21 日には退職しているため検討の対象からは外し、また、岡野理事、宮田理事、辻本監事、G 監事は I の株式を保有していないので、金森代表理事・会長及び渡邊理事の 2 名についてのみ適格性検討の対象としました。その結果は以下のとおりです。

(1) 金森代表理事・会長

I 株式を保有していた事情はあるものの、取得・保有していたのは評議員の立場であり、また、代表理事・会長に就任した令和 2 年 3 月の段階では当法人と同社との取引は終了していたものである。代表理事・会長就任後、同株式の処分が遅れた事情もあるが、非上場で譲渡制限規定が設けられ売却等が困難であったこと、令和 3 年 6 月に無料同然の価格で売却していること、保有株式が I 全体の株式の 1 パーセントにも満たず、株主権の行使や配当なども一切なかったことを総合して評価すると、同株式の保有によって役員としての適格性がないとは言えない。

(2) 渡邊理事

理事として I 株式を保有していた事実はあるものの、(1)と同様、非上場で譲渡禁止特約であったこと、極めて廉価で売却済みであること、配当を一切受け取っておらず、株主権の行使もなかったことから、役員としての適格性がないとまでは言えない。

3 既退職者への退職金返還請求要請などについて

前会長に対する退職金返還請求については、令和 3 年 8 月に提訴しており、現在まで 3 回の口頭弁論手続がなされています。前会長側は、発端となった外部委員による調査報告書（令和 2 年 3 月 31 日付）の内容が誤りである旨主張しています。

V 前理事長、W 元理事、Y 元参与、及び K 元調整役に対しては、理事会及び評議員会の議決に基づいて既に退職金の返還を求めています。

V 前理事長からは、同返還に対して東京簡易裁判所に調停が申し立てられ、W 元理事も同調停を準備しているとのこと。Y 元参与及び K 元調整役は返還に応じておらず、今後、督促をすると共に、場合によっては提訴も視野に入れて検討しています。

4 役員報酬及び役員退職金の支給水準の引下げについて

令和 3 年 8 月の理事会で設立された人事報酬委員会において、同 4 年 1 月 17 日検討が加えられたが、前回の処分での報酬及び退職金水準の引下げについて、引き下げられている現状を維持するのが妥当だとされました。

5 共済組合を介した特定事業者に対する特別利益の供与の再検討、法人が蒙った損害の回復の方法など

(この点に関する役員への責任は既に述べた)

(1) J 共済の傷害福祉共済について、当法人が同共済との契約に基づき、無償で代理

店業務に相当するサービスを行ってきたにもかかわらず、J 共済が I 株式会社に対して支払った代理店手数料が相当であったか否かがポイントになっています。このため、J 共済と I 株式会社の契約内容及び I 株式会社が行っていた業務の具体的内容を調査で明らかにする必要性が生じました。

- (2) この点について、J 共済に対して、令和 3 年 12 月 23 日に当法人から渡邊理事、岡野理事らが同共済に赴いて経理資料の提出を受け、また、同 4 年 1 月 5 日、O 理事長、X 専務理事からヒアリングを行い、更に同月 12 日、同共済から報告書の提出を受けました。
- (3) また、これら調査と並行して、外部弁護士（S 弁護士）に対し、本件についての法的立場からの検討を加えてもらい、その結果、意見書の提出を受けました。
- (4) 以上の調査及び検討を総合して、評議員会及び理事会において検討した結果、勝訴の見込みが高いとはいえないものの、社会正義の観点から I 株式会社に対し不当利得返還請求裁判を提訴して、司法判断を求めることが妥当であるとの結論に至りました。
また、J との契約関係は、契約破棄を視野に入れて検討中です。
- (5) 同決定に従い、I 株式会社に対する不当利益返還請求を提起することを令和 4 年 1 月 26 日 S 弁護士に委任しました。

6 公表

上記 1 ないし 5 について、同月 31 日に当法人ホームページ上で公表しました。

7 公益増進のための諸方策

(1) 代表理事（理事長）及び理事 1 名の公募

本年 1 月 20 日の評議員会の時点においては、理事は 12 名であったが（業務執行理事 6 名、外部理事 6 名、定員 12 名）渡貫理事長及び坪田理事が評議員会の退職勧告を受けて同月 21 日に退任し、また、同月 25 日に Z 理事が個人的都合により退任しました。

この欠員を埋めるべく、同月 20 日の評議員会では急遽、宮本尚久（現東京支局長）を理事として選任し、同人は同月 25 日の理事会の決議により業務執行理事に就任しました。

一方、退任した 2 名の補充について、評議員会は、代表理事・理事長及び理事 1 名の公募を行うことを決議しており、この決定に従って、同月 28 日にホームページ上で代表理事（理事長）及び理事の公募を発表しました。

公募期間は令和 4 年 5 月末日までの 4 か月間とし、人事報酬委員会で候補の絞り

込みを行ったうえ、同年6月の定例評議員会で選任を予定しています。

代表理事（理事長）及び理事を公募することにより、当法人のトップ人事が特定の役員の意向で左右されないように公正を期すと共に、当法人の運営をより社会に開かれたものとし、社会貢献を一層推進していくことができるものと考えています。

（2）人事報酬制度改革

当法人では令和2年10月に策定した中期計画に従って、法人の体質改善を図ってきましたが、約1年半かけて、人事報酬制度の改革を準備してきました。

この改革のポイントは、法人設立以来30年に亘って行われてきた勤続給による人事・報酬システムを職能給システムに移行することであり、併せて公平な人事評価制度を導入することにあります。

当法人では、年功序列による勤続給により、組織の活力が失われ、ポストの固定化やトップの意向による偏った人事異動がなされる弊害を生み、それが今回の不祥事の温床につながったとの反省を踏まえ、積極的に有能な人材を登用し、地方支局と本部との人事交流を活発にするために、俸給表を根本的に改定し、新たに専門職や地域限定職員を導入するものです。また、上記中期計画に従い、女性管理職の積極的な登用も促進します。

同改革は、令和4年2月から職員に対する説明を開始し、同年4月から実施の予定です。

この改革に関する職員アンケート調査は複数回実施してきており、一部の職員には抵抗感があるものの、概ね好意的な受け止めをされております。

同改革により、当法人の職員人事がひと握りの経営トップによる恣意的な判断に左右されない公平な人事・報酬制度になるものと期待しており、当法人の運営の透明性を高め、公益の増進に資することになるものと考えています。

（3）公益性の高い事業の推進

当法人では、派遣国政府と協力し、帰国した技能実習生の起業支援、就職支援を行ってきました。特にインドネシア及びタイにおいては、多くの帰国実習生が故郷に帰って会社を起業し、地域の経済発展や雇用に貢献するなど、政府からも高い評価を受けています。今後はベトナム、スリランカ、バングラデシュにおいても更なる積極的な取り組みにより、派遣国の人材育成、経済発展に貢献していく予定です。

また、当法人では技能実習生の派遣国との間で、相互理解の促進を図ることを目的とした青少年交流事業を長年行ってまいりました。コロナ禍において同事業は一時中断していますが、関係各国は再開を熱望しており、当法人もこれに応える準備をしております。現在は、コロナ禍における入国制限により当法人の経営に余力が乏しい状況ですが、技能実習生の入国が正常化すれば、直ちに同事業を再開する予定です。

また、昨今において、技能実習生や特定技能外国人の処遇をめぐって制度改革が論議されていますが、当法人ではこれまで技能実習生を支援してきたノウハウを全国に発信することを検討しております。具体的には、実習生のトラブル事例とその

対処方策について、外国人受入企業や受入れ検討中の企業向けにインターネット等で幅広く開示していく予定です。

- 8 以上、当法人としては、再度の改善勧告を重く受け止め、内閣府の勧告に沿った是正を実施しており、かつ、今後も内部的改革を一層すすめる、更に対外的な公益推進活動も図っていく予定ですので、何卒御理解いただきたく報告申し上げます。

以 上